## 論文の要旨

ふりがな	はた こうへい
氏 名	秦光平
論文題目	日本現代文学における〈いじめ〉表象の研究

## 論文の要旨

本論文は、日本の現代文学作品を対象とし、文学の中で〈いじめ〉がどのように表象されてきたのかを明らかにするとともに、その〈いじめ〉表象が社会的な〈いじめ〉言説に対していかに効力を持ち得るのか、考察を深めようとするものである。

序章では、文学研究の立場から〈いじめ〉を論じるにあたり、〈いじめ〉を言葉の問題、文学の問題として捉えるための観点を整理した。まず、日本において〈いじめ〉が1980年代、特に学校現場における問題を指すものとして社会問題化したことを確認し、文部科学省の定義を参考に、子ども自身が主体的に被害を訴えられるようになることこそが、この社会が〈いじめ〉に期待した役割であることを考察した。

(いじめ)の社会問題化が明るみに出したのは、子どもの命を奪う存在、奪われる存在の双方が学校空間にいる現実であり、子どもは「純真無垢」であるとする「近代的子ども観」を再考する契機になりうるはずであった。しかし実際には、社会にて〈いじめ〉が語られる際には「完璧な被害者」「最悪の加害者」(伊藤茂樹)の二項対立によって単純化される場合が多く、「近代的子ども観」はむしろ維持・強化されることとなった。暴力の様態や子どものイメージをマジョリティにとって理解しやすい範疇に収めようとする欲望とともに〈いじめ〉が語られるようになったのである。この点で〈いじめ問題〉は、単に子ども間の暴力のみならず、ある現象を〈いじめ〉と呼称したところに生じる言説上の暴力として捉え直される必要がある。文学研究において〈いじめ〉が論じられる際には、現実の〈いじめ〉と表象の〈いじめ〉が安易に同一視されている場合が多く、〈いじめ〉の言葉によって子どもの声を代弁・収奪してしまう危険性に十分に向き合えていなかった。他の言説から特権化することなく、文学もまた〈いじめ〉や子どもの固定的イメージの構築に参与していた可能性が問い直されなくてはならない。この課題に取り組むため、教育社会学における〈いじめ〉言説研究を参照しつつ作品を読解していく。

この〈いじめ〉言説研究についての整理を行なったのが、第1部「理論編」の第1章「〈いじめ〉言説の暴力性と可能性――〈いじめ〉言説研究の問題意識――」である。〈いじめ〉言説研究にて特に批判的に捉えられてきたのが「〈いじめ〉は人を死に追いやるほどの暴力である」とする倫理観である。この倫理観には、自殺により自身の受けていた〈いじめ〉の重大性を証明する行動を社会的に公認し、〈いじめ自殺〉の有意性を認め、被害者をかえって自殺へと惹きつけてしまう危険性が存している。この現状を変革するため、〈いじめ〉言説研究においては、〈いじめ〉体験そのものと、〈いじめ〉により自殺することを当然とみなすような苦しみ方=〈いじめ苦〉とを分離する言説実践が提起されていることを確認した。そのうえで、〈いじめ〉言説研究から少なからず、〈いじめ〉という言葉による問題化/表現そのものを停止すべきであるとする主張が読み取られている点について、本論文の立場を示した。〈いじめ〉は「犯罪」「ハラスメント」などの枠組みとは異なった問題領域を扱っており、被害者の置かれた「悪いのは自分の側である」「被害を被害と認識できない」といった状況を相対化するため、〈いじめ〉という言葉が有効にはたらく可能性もある。これらの事情を鑑み、〈いじめ苦〉に結びつきかねないものとして相対化・複雑化が図られる必要はあるものの、〈いじめ〉という言葉による問題化/表現そのものは維持されておくべきである。

以上の議論をふまえ、第2部「〈いじめ〉表象と〈いじめ〉言説」および第2部「〈いじめ〉表象を 起点としたインターセクショナリティの表現」にて具体的な作品分析を実施した。

第2章「〈いじめ〉の当事者になるということ――干刈あがた『黄色い髪』論――」では、干刈あがた『黄色い髪』(1987年)を論じた。先行研究では、本作は同時代の管理教育への批判意識を表現したものとして受け取られてきた。本作が「わかりやすい敵」を仮構することにより、現象の複雑性を捨象する〈いじめ〉理解の一種として受け取られていたともいよう。本章では、同じく学校への反発心を抱いているはずの母と娘が、その反発心のみではわかりあうことができていない点に着目し、他者の経験した〈いじめ〉の当事者になっていくための葛藤を表現した作品として再読することを試みた。結果、〈いじめ〉、不登校、「母子家庭の母親」という、まったく異なった疎外状況にいる女性たちが、自身の置かれた状況への「わからなさ」によって連帯していくことへの希望を提言した作品として評価した。

第3章「〈いじめ〉をめぐる主体形成――山田詠美「風葬の教室」論――」では、山田詠美「風葬の教室」(1988年)を論じた。先行研究では、本作の語り手・杏のもつ強い主体性が、〈いじめ〉体験を克服する契機として肯定的に読み取られる場合が多かった。これは、本作が〈いじめ〉の解決を被害者個人に押しつける自己責任論的な〈いじめ〉理解を構築してしまっていることの表れといえよう。本章では、杏の強い主体性が行為遂行的につくられたものであることを示したうえで、その強い主体性が、自身の〈いじめ〉体験を自殺には結びつかない物語へと書き換える実践のため、必然的に要求されたものである点を評価した。加えて、被害者自身が〈いじめ〉体験を記述し直す言説実践自体が、自己責任論的な〈いじめ〉理解と近似してしまう問題をも提起した。

第4章「〈いじめ〉との距離──村上春樹「沈黙」論──」では、村上春樹「沈黙」(1991年)を論じた。先行研究では、語り手・大沢の被害性が相対化されたうえで、自殺したかつての同級生・松本への《学校が嫌なら、学校になんて来なければいいだけの話です》という発言について、冷淡であるとするマイナス評価が為されてきた。これは、自殺するほどに苛烈な〈いじめ〉を受けていたはずの松本の背景を理解できていない/理解しようとしていない大沢の姿勢を問題視した評価といえる。しかし、その評価自体が、〈いじめ〉と自殺の因果関係を自明視する〈いじめ自殺〉の価値観を内面化したものとなってしまっている。こうした点から、本作は、〈いじめ〉と〈いじめ苦〉を癒着させる社会認識を取り込んでしまっていたといえる。本章では、当該の大沢の発言が、教師による《それであいつは思いあまって自殺したんだ。かわいそうにな》という、まさに〈いじめ自殺〉を自明視する発言に併置されていることに着目し、〈いじめ〉と自殺の因果関係を相対化し、一面的な〈いじめ〉被害者理解を拒む姿勢を大沢の語りに読み込めることを示した。

第5章「〈いじめ〉体験における当事者意識と当事者性――重松清「エビスくん」論――」では、重松清「エビスくん」(1997年)を論じた。本作は一面で、男性として未熟な存在であった〈いじめ〉被害者が、加害者と友情を取り結ぶことにより成長し、〈いじめ〉を「克服」する物語として読める。語り手の発する《弱い男の子は強い男の子が好きなんや》という保守的なジェンダー規範に基づいた〈いじめ〉理解を少なからず構築してしまっているといわなくてはならない。しかし、作品には、語り手が男性性に惹きつけられた価値観を無意識に身につけていく過程そのものが、学校や家庭などの様々な環境要因・社会要因とともに描き込まれている。こうした点から、本章では、男性性への眼差しが〈いじめ〉への当事者意識と交差したときに生じる暴力性への思考実験として本作を評価した。

第6章「〈いじめ〉と差別の交差/相克――柳美里「潮合い」論――」では、柳美里「潮合い」(1996年)を論じた。先行研究では、本作は〈いじめ〉の加害者心理を描いた作品であると受け取られてきた。しかし、作品を再読してみると、本作には「〈いじめ〉であったのか、〈いじめ〉ではなかったのか」のどちらかに事態を決定しようとすること自体への違和を示す批評意識が読み込める。そして、実際に作中には、〈いじめ〉としての物語の背後に、家庭内暴力、性暴力、〈在日〉差別などの文脈が描き込まれている。これらの点をふまえ、本章では、複合差別を潜在させた複雑な文脈が、外部から認識枠組みを提供されることにより、単一の〈いじめ〉物語へと編み上げられていく様を浮かび上げた作品として本作を評価した。

第7章「連帯をめぐる罠としての〈いじめ〉――目取真俊「マーの見た空」論――」および第8章「「傍観者」という経験――目取真俊『眼の奥の森』論――」では、それぞれ目取真俊「マーの見た空」(1985年)および『眼の奥の森』(2009年)を論じた。いずれの作品においても。作中に描き込

まれた〈いじめ〉は、登場人物や読者に対し、当事者意識を喚起する表現として読まれてきた。しかし、前者では、〈いじめ〉と他の暴力との共通性のみを意識することはむしろ危険であり、その差異の側への思索を促していることを分析した。後者では、他者の経験を安易に意味づけようとしない姿勢そのものが、他者の経験の「当事者」になっていく術を模索する営為に繋がっていることを分析した。第六章にて、〈いじめ〉が当事者性の幅を広げる発想とともに社会問題化したことの功罪を問うたが、目取真俊の作品は、その問題意識をもっとも先鋭化させた表現によって提起しているといえる。以上の作品分析を通し、社会問題化黎明期に発表され多くの先行研究が積まれてきた現代文学作品について、〈いじめ〉や子どもの固定的イメージの構築に参与していた危険性をそれぞれ有しつつ、どの作品も、そのイメージを再考させるような亀裂をも孕んでいることが明らかになった。(3,964 字)

備考 要旨は、日本語 4,000 字以内又は英語 1,500 ワード以内とする。